

令和５年度第２回 京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
令和５年度第２回 京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

１ 日時 令和５年１１月３０日（木）午前９時３０分から午前１１時４０分まで

２ 場所 京都市役所分庁舎地下一階 区長会室
（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８）

３ 出席者

（１）委員（五十音順）

赤澤委員【委員長】、小原委員、永井委員、前岡委員

（２）事務局等

（京都府）文化生活総務課 尾崎参事、担当職員

（京都市）地域自治推進室 平井地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長、
小林市民活動支援課長、奥村担当係長、担当職員

４ 議題

（１）条例指定ＮＰＯ法人の外部評価結果について

（２）京都府及び京都市の条例指定の状況等について

５ 公開・非公開の別 公開

６ 議事の概要

（１）条例指定ＮＰＯ法人の外部評価結果について

あやべ福祉フロンティア、劇研、加茂女、フォーラムひこばえ、FaSoLabo 京都、
京都DARC及び手をつないでの外部評価結果について、資料「条例指定法人か
ら提出された外部評価結果」に基づき事務局から説明した。

【主な質疑応答】

<あやべ福祉フロンティアについて>

（前岡委員） 前回審査時に「お助け事業」の事業費が高額であり、建築関係の法令
に抵触していないかとの疑義があったがどうか。

（事務局） 法人に対して法令に抵触する事業はしていないことを確認している。

（小原委員） チラシでは「家屋の改修・改築」、建築工事、外構工事まで記載があ
るが問題ないのか。

（事務局） 小規模な修繕は法人で行い、大規模な工事は業者を紹介する形で実施
している。

- (小原委員) 活動計算書の管理費の中に理事長通信交通費という項目があり、42万円である。スマートフォンの月額使用料としては高額な印象を受けるが、内容を確認しているか。
- (事務局) 理事長個人のスマートフォン等を法人の活動に使用しているため、一定額を法人事業費として負担している。実態として法人が負担している額以上に法人業務で使用しているとのことである。スマートフォンだけでなく、ガソリン代等も含めた額とのことである。
- (赤澤委員長) この状態では、実際に事業に要した費用を把握しづらいので、事業用のスマートフォンを用意するとか、SIMカードで使用を分けるほうがよい。ガソリン代もkmあたりいくらで計算し、お金の出入りをはっきりしたほうがよい。そうでないと、今後理事長が他の方に代わった時に同じようにすることは難しい。
- (前岡委員) 正確な損益を把握するうえで、費用は費用、もし理事長が個人的に負担されるなら、それは寄附としてわかる形にしたほうがよい。
- (永井委員) 今のやり方がダメということではないが、法人運営の透明性を高めるためには、分けることが望ましい。
- (赤澤委員長) 「お助け事業」が、事業報告書の事業欄に記載されていないが、活動計算書には記載がある。その2つが連動していないので、合計があっているのかもわからない。
- (事務局) 法人に確認したところ、事業ごとの経費としてはっきりわかるもののみを事業欄に記載しており、活動計算書との差額には明確に事業別にわけることができない共通経費が含まれているとのことである。
- (赤澤委員長) この状態では法人内部の人も含めて事業の実態が把握しづらい。
- (前岡委員) NPO 法人の会計基準にある活動計算書（財務諸表の注記の書き方の「事業別損益の状況」）に沿って整理したらよい。
- (赤澤委員長) 府の専門家派遣制度を活用して、客観的にみやすいものにしたほうがよい。
- (永井委員) 活動は精力的に進めており評価できるからこそ、運営面での透明性を高める努力をしてほしい。

<劇研について>

(永井委員) 一昨年度から修正処理に取り組んでいる「預り金」の件はどうか。

(事務局) 一部、間違いの原因を究明し修正処理がされたが、まだ修正しきれ
ていない分が残っている。今年度中には修正処理が完了する計画であ
るとのことである。

(前岡委員) 可能な限り原因を究明していただく前提ではあるが、本来あるべき
会計処理の形に整理したうえで、どうしても原因不明で残ってしまった分は損益で調整するしかない。この問題が発覚したきっかけは何か。

(事務局) 事業年度を変更したことがきっかけで発覚したとのことである。

(赤澤委員長) コロナの影響により令和4年度も事業規模が縮小傾向にあったよう
だが、事業をしないと寄附を集めにくいので、事業の再開に併せて寄
附集めにもさらに努力してほしい。

<加茂女について>

(赤澤委員長) 雑収入が多いが、内訳を確認しているか。

(事務局) 株式を所有しており、その売却益や配当である。

(前岡委員) 配当は定期的に見込めるが、売却益は経常外収益に計上すべき。
上場有価証券の保有は、財産が目減りするリスクがあるのでできれば避けたいところであり、詳細な内訳を財産目録で明示するべきであ
る。

(赤澤委員長) 一度専門家に見てもらって、活動計算書への記載方法を学んでもら
うのがよいと思う。

寄附集めについては、担当者をおくだけでは難しく、法人としての
方針を決めることが必要である。

<フォーラムひこばえについて>

(赤澤委員長) 建物の建設・改修を行ったために長期借入負債が大きくなっている
が、令和4年度は5,227万円もの収支差額を残されていることは評価
できる。給付費や助成金等、使途が定められている収入の割合が高く、
収入が安定している一方で、法人が自由に使えるお金は少ない。法人
独自の事業にチャレンジするために、会費や寄附を増やしていくこと
も有意義だと思われる。

(永井委員) この法人も言っておられるように、法人自身に対する寄附の呼掛けについても、法人独自の事業の価値を訴えるなど、アプローチを工夫されたい。

(小原委員) 個人情報保護規定について、速やかに整備されたい。

<FaSoLabo 京都について>

(赤澤委員長) 寄附金について、前年度から大幅減となっているが、どのような状況か。

(事務局) 前年度に特定の1人の方から多額の寄附をいただいた分が、令和4年度には減額となったが、その方の分を除くと例年同様の額となっている。

(小原委員) 寄附獲得に取り組むうえでの課題として、会員にならないと寄附ができないような告知になっているとあるが、改善されたのか。

(事務局) 実際には会員にならなくても寄附はできたが、寄附募集案内に掲載されている文言が、会員にならないと寄附できないような構成となっていたようである。

(赤澤委員長) 単発で寄附や支援をしてくれた方が継続的に支援していただけるようにすることが重要。食物アレルギー関連の事業で関係した企業が複数あると思うが、企業は一度関係づくりができると継続して協力してくれる傾向があるので、協力企業をある程度確保することが、法人の安定した活動につながるのではないかと。協力依頼をする企業をリストアップすることから始めてみてはどうか。

<京都DARCについて>

(赤澤委員長) 評価対象年度における寄附者の数が108人となっている。条例指定でなくとも、相対値や絶対値による認定を受けることができるのではないかと。

(事務局) この法人はもともと条例指定を経由しない認定取得を目指されている。このままのペースで寄附が確保できれば、次の更新のタイミングでは相対値又は絶対値基準がクリアできるのではないかと見込んでいる。

(永井委員) 当事者や専門家をはじめとした、法人を応援してくれる方も多いと思う。引き続き、相対値又は絶対値による認定の取得に向けて努力さ

りたい。

＜手をつないでについて＞

（赤澤委員長） 新たに条例指定となった法人で、自己評価を見ていると情報公開がまだこれからという状況。

（永井委員） 気掛かりな点として年間1300回の送迎の配車を1人のボランティアスタッフが担当していると自己分析している点だ。いつまでも無償では限界があり、中核スタッフの人件費を確保することが持続可能な取組とするために必要である。

（小原委員） 寄附者に対して見返りが用意できない、と寄附に対する悩みが記載されているが、寄附は活動に共感して協力してもらうものなので、見返りを過度に意識する必要はない。

（赤澤委員長） 寄附はホームページでの呼掛けだけでは集まらない。私が理事をしている法人では毎年、事業報告会をオンラインで行っていて、それを見て寄附をしてくれる方がいる。活動の成果を情報発信することが大切。やり方がわからなければ同じような活動をしている団体を参考にしたらよいし、必要があれば紹介する。

（永井委員） 評価者のコメントでもアピールポイントをもっと発信するべきとのコメントがあったが、事業を通して出会う人達の中に寄附をしてくれる人をみつける、働き掛けてみるのがよい。

（２）京都府及び京都市の条例指定の状況等について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき事務局から説明した。